

～ 介護保険認定申請ガイド（事業者向け） ～

《更新申請》

●更新申請は介護保険認定有効期間満了日の60日前から行うことができます。

	認定満了 －前々月－	認定満了 －前月－	認定満了 －当月－
通知	<p>15日頃</p> <p>市から被保険者に認定有効期間満了に関する通知を行う。</p> <p>・「<u>認定有効期間満了について（お知らせ）</u>」</p> <p>1点を送付</p>		
手続き	<p>①事前受付（満了60日前の日付を申請日とする）</p> <p>期間：15～20日</p>	<p>②通常受付（高齢者支援課での受付日を申請日とする）</p> <p>期間：1日～（満了60日前）</p> <p>満了日</p>	
訪問調整		<p>市または市が調査を委託した事業者から、被保険者あるいは調査に立ち会う家族等に連絡し、訪問日時を調整</p> <p>期間：21日～</p> <p>満了日</p>	

申請日の取り扱い

窓口：高齢者支援課に申請書を提出した日を申請日とする。

郵送：市に申請書が到着した日を申請日とする。

事前受付期間

この期間で更新手続きを行った場合、満了60日前が閉庁日（土曜・休日・年末年始）であっても、60日前を申請日とします。

注意1

通常、認定満了前月の1日が60日前の日付になりますが、次の2つの期間に満了となる方は、2日が60日前になります。

8月31日で満了 ⇒ 7月2日～（7月1日は61日前のため）

1月31日で満了 ⇒ 12月2日～（12月1日は61日前のため）

注意 2

更新申請の手続きは 60 日前～となりますので、次の日付（61 日前）で区分変更申請を行い、申請却下（介護度に変更なし）となった場合は、あらためて更新申請の手続きが必要となります。

7 月 1 日付（8 月 31 日認定満了）で区分変更申請
12 月 1 日付（1 月 31 日認定満了）で区分変更申請

《新規申請》

申請日の取り扱い

窓口：高齢者支援課に申請書を提出した日を申請日とする。

郵送：市に申請書が到着した日を申請日とする。

- ・電話申請については、被保険者またはご親族に限ります。居宅介護支援事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保険施設・指定介護療養型医療施設、介護医療院等で申請代行を行う場合は、「介護保険要介護（要支援）認定申請書」を市にご提出下さい。
- ・閉庁日（土曜・休日・年末年始）に居宅介護支援事業所や福祉施設等で相談を受け付け、その日のうちに申請を希望する場合は、開庁日にあらためてご相談ください。

《区分変更申請》

申請日の取り扱い

窓口：高齢者支援課に申請書を提出した日を申請日とする。

郵送：市に申請書が到着した日を申請日とする。

- ・各月 1 日の申請を希望する方で、事前受付を希望される場合は、次の期間に手続きを行って下さい。

事前受付期間：前月 15 日～月末の開庁日

→ 申請書の受付印欄すぐ下に赤字で〇月 1 日付と記載をお願いします。

- ・閉庁日（土曜・休日・年末年始）に居宅介護支援事業所や福祉施設等で相談を受け付け、その日のうちに申請を希望する場合は、開庁日にあらためてご相談ください。
- ・各月 1 日付で区分変更申請する場合、事業所の利益や事務都合を優先して、被保険者に不利益が生じることのないようご留意下さい。

「介護保険 要介護（要支援）認定申請書」は、我孫子市のホームページからダウンロード可能です。